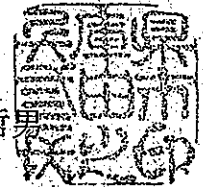


三総第342号の2
令和元年12月27日

兵庫県地域人権運動連合
議長 前田 泰義 様
丹有地域人権運動連合会
会長 西本 嘉宏 様
丹有地域人権運動連合会三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲男



憲法の原則通りの市民施策の充実と「同和行政」の完全終結を求める要求書（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年11月20日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

1 「非核平和都市宣言」だけでなく、2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」を批准するように国に要請すること。

また、戦争は人権破壊の最たるものです。違憲立法である「安保法制」（戦争法）の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。

去る11月17日に結成された「全国首長9条の会」加入を検討されたい。

（人権推進課）

日本政府には、唯一の被爆国として、また、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、多くの国からも独自の貢献が期待されています。核軍縮の議論に積極的に貢献し、実効性のある「核禁止条約」となるよう力を尽くしてもらおうよう、平和首長会議を通じて引き続き求めてまいります。

また、「生きる」権利を奪う戦争は最大の人権侵害であり、憲法9条問題につきましては、日本国憲法の基本原理である平和主義をしっかりと守っていくことを前提として、国会において十分に審議されるものである問題と考えておりますので、今後の国会審議等を十分に注視し検討してまいります。

2 憲法の人権概念の通り、市民の人権を擁護・拡充し、生活を豊かにする施策を実施すること。

① 特に、市民の生命と身体を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること。「三田市民病院改革プラン」や「済生会との関係協議」は中止し、病院利用者や広く市民の意見を聞くタウンミーティング等の施策を行うこと。(市民病院改革プラン推進課)

三田市としては、平成29年3月末に策定をいたしました「三田市民病院改革プラン」に則り、病院改革に向けた様々な検討を行うなかで、急性期医療の拠点病院づくりに向けた取り組みを進めております。

また、市民参加に関する手続きにつきましては、市として市民病院に関する構想案を取りまとめる段階におきまして、市民の皆さまに対するご説明やご意見を頂く場を設けたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

② 特に、「子育てするならさんだ」と宣伝しておいて、その一環の「子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に責任ある行政でない。元に戻すこと。(国保医療課)

こども医療費の改正は、少子高齢化等に伴う市の急激な財政難を背景に、こどもたちの未来に負担を先送りしないよう、未来への責任として苦渋の決断で制度見直しに至ったものです。

将来にわたり市民が安心して生活を続けることができる仕組みや制度づくりの視点を重視し、市民全体の負担バランス、低所得者等への配慮を考え、目前の財源確保だけでなく中長期的な視点を持って制度の再構築を行いました。

今後も持続的にこの制度を維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用し、実質的な公共サービスの維持・向上を図ることが行政に課せられた命題であると考えますので、完全無料の制度へと戻す考えはありません。

3 昨年の要求書の回答で、「人権問題」とは『『すべての人々が…生まれながらに持つ権利』が守られていない状態が社会に存在することです。』とされ、「法務省では、17の人権課題、…三田市では『人権施策基本方針』におきまして、8分野の人権課題(同和問題、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども)…最近では『性的マイノリティ』『犯罪被害者』』しているが、憲法の基本的人権の概念が誤っている。また、「人権問題」は、差別問題だけではありません。改めて、憲法に規定された「人権問題」とは何かを明らかにすること。

又、回答の中で、「転居の際の被差別部落問い合わせ事案や、インターネット掲示板への差別書き込みが発生しています。」とされましたが、三田市における実態を明らかにされたい。また、「住所地や出身地を理由に日常生活の中で様々誹謗中傷や差別されることがなくなれば、部落問題の解決された状態である」とされましたが、それに照らして三田市における「部落問題の現状と到達点」と解決の道筋を明らかにされたい。

三田市の取り組みと不十分さにより、「障がい者監禁事件」が起きました。立ち上げられた「障害者共生協議会」の取り組みを明らかにされたい。

(人権推進課・障害福祉課)

憲法では、人間の尊厳、法の下での平等、生命身体の安全、自由の保障、思想・信仰・言論・集会・結社の自由、移動の自由、私生活の保護、財産権の保障、公平な公開裁判の保障、罪刑法定主義などに、参政権を加えたものを基本的人権として保障しています。その権利が守られていない状態が社会に存在することが人権問題であると認識しています。その人権問題の中で、現状において特に三田市で取り組むべき事項として、8分野（部落差別、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども、性的マイノリティ、犯罪被害者）の人権課題の解決に向けて取り組みを進めています。

三田市における部落差別に関する事案につきましては、平成29年度に「転居の際の被差別部落間い合わせ事案」が1件発生、平成30年度にインターネットモニタリング事業における「差別書込み事案」を5件発見しています。（5件につきましては削除要請、内1件削除確認）令和元年度には、誹謗中傷発言事案が1件判明しています。

このような歴史の過程で形づくられた身分階層構造を理由とする誹謗中傷行為、差別助長行為、忌避意識がなくなることが部落差別問題の解決の到達点であり、差別の現実がある限り「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずるように努めてまいります。

「障害者共生協議会」では、地域の目線でつながりや関わりについて協議し、「みんなが安心して暮らせるまち」に向けての施策検討がされました。課題の整理の中で障害のある人、地域、支援者それぞれの相互理解が重要かつ不可欠であることや、相互理解を深めるための取り組みとして①きっかけ作りのイベント的関わり②関係性を深める日常的関わり③関わり構築を支援する取り組みの3つをベースとして、様々な対応策を提言していただいております。本年4月23日に協議会から報告書を受理したところです。

この報告書を受け、三田市では庁内を横断した「共生社会推進チーム」を結成し、具体的な行政の役割を考えてきました。その結果を整理し令和元年11月に「共生社会推進プログラム～障害のある人とともに～」を策定し、公表しております。

今後は当プログラムに基づいて順次施策を実施し、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援しあえる社会」に向けて一層力を入れてまいります。

- 4 回答では、「三田市では、以前から『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等行うことは考えておりません。」とされましたが、「伸びゆく三田」（平成31年1月15日）で、「モニタリング事業の報告」で、「差別を受けなければならない地域は、どこにも存在しません。」と記されました。それに対する市民の反応を明らかにされたい。「同和地区（被差別部落）」や「同和地区（被差別部落）住民」が存在しないことを積極的に広報されたい。（人権推進課）

人権さんだ（平成31年1月15日号）の中で、「差別を受けなければならない地域は、どこにも存在しません。」というコメントを掲載しましたが、その記事に対する市民からの意見等はありません。

「同和地区（被差別部落）」や「同和地区（被差別部落）住民」が存在しないことを積極的に広報することにつきましては、昨年の回答のとおり、以前から「同和地区」と呼ぶ地域や「同和地区住民」と呼ばれる住民はありませんので、広報等行うことは考えておりませんが、「差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しません。」という内容につきましては、他の人権課題も含め啓発してまいります。

5 4の回答と矛盾する「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。回答では、「部落差別解消の推進に関する法律」の前文「現在もなお部落差別は存在する」を引いて、「部落差別の現実に対し不安を抱えている子どもたちに…『差別に負けない力をつけるため』取り組んでいる」とされましたが、「現在もなお部落差別は存在する」実態を説明されたい。「差別に負けない力」とはどのような「力」なのか。地域活動における目的は、そのような「力」ではありません。また、「解放学級」に来ている子どもは「差別される」という意味でしょうか。

また、「解放学級」にかかわる資料（参加教員の勤務実態も含めて）を提出されたい。（人権推進課）

「現在もなお差別は存在する」実態につきましては、インターネット上において、特定の地区名に対する差別書込みなど深刻化している状況にあります。

「解放学級」は、部落差別の現実が存在している限り継続した取り組みが必要であると考えております。

解放学級が目指している「差別に負けない力」とは、「差別を受けなければならない地域はどこにもないこと」「差別はされる側の責任ではなく、する側にこそ問題があること」や、自尊感情を高め、自分の地域に誇りを持ち、胸を張って堂々と生きることへの学びを通して、部落差別の現実に出会った時、一人で抱え込まず、仲間と一緒に、不合理な差別に打ち勝つ力をつけていくことです。

「解放学級」に参加しているから「差別される」ということはありません。部落差別の現実があり、「差別に負けない力をつけるため」に取り組んでいるものです。

6 「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年12月16日施行）のみならず、「『付帯決議』に配慮し、進めてまいります」と回答されましたが、「人権を考える市民のつどい」での川口氏講演では、全くふれられていません。三田市の市民啓発で、法律と一体の「付帯決議」を具体的に広報される計画を明らかにされたい。講演者の選定の時に、「付帯決議」の内容に触れるような講師の選定や三田市の担当者が直接言及すること。

同時に、昨年度の「人権相談」の実態と昨年6月から実施されているモニタリングの実態とその結果の取り組みを明らかにすること。（人権推進課）

「部落差別の解消の推進に関する法律」につきまして啓発をしていく際には、三田市の取り組み方針にあわせた啓発を行います。

平成30年度の「人権相談」の実績につきましては、人権擁護委員による相談件数4件です。（法務局所管事業のため内容は市で把握しておりません。）また、人権推進課に設置する「人権に関する総合相談」は173件です。その内訳は、人権に関する相談は144件（同和問題1件、女性の人権問題4件、障害のある人の人権問題3件、外国人の人権問題1件、職場関係問題1件、近隣関係問題17件、その他117件）、映像教材・講師など研修に関する相談が29件です。

「インターネット差別書込みモニタリング事業」の実績（平成30年6月から令和元年10月末まで）につきましては、削除を要請した件数5件で、うち削除を確認できたのは1件です。

また、全国部落調査を悪用し地名やその地域の動画が掲載され削除されていない状況が残っており、法務局や他自治体とも連携し対策を検討しているところです。

- 7 回答において、「『部落差別の解消の推進に関する法律』に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずる」とされましたが、三田市において「条例」制定の根拠のない「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する条例や「人権条例」の制定は行わないこと。(人権推進課)

全ての市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる「共生のまちづくり」を進める方策として、どのような方法で発信することがよいか、条例策定も含め、よりふさわしい方法を検討してまいります。

- 8 回答の中で、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果をあげられ、「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、「見直しの対象に該当しない」だけであって、「違法でない」とはされていない。民間組織にするため、事務局を三田市・人権推進課の職員が担当することをやめること。

また、「市の人権施策との連携」では、「市の担うべき『人権教育・啓発』の分野におきまして…各組織・各地域に根ざした取り組みを進めております。」とされましたが、その実態・内容を明らかにすること。「補助」でなく丸抱えの「運営資金」の提供を廃止すること。(人権推進課)

三田市オンブズパーソンの発意による「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」の調査につきましては、外郭団体の仕事を三田市職員が事務を担当していることが、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に反するのではないかとの疑義に基づき実施されたものです。その調査結果において、当会につきましては、「当該団体の業務の全部が三田市と共同して行う業務であり、その三田市の分担している部分が、三田市が行う業務であると判断することができる。」との理由により、見直しの対象に該当しない旨の見解が示されたものであり、法に反するものではないと見解が出されたものである認識しております。

また、各組織・各地域における取り組み実績につきましては、別紙資料（総会資料）をご参照ください。

最後に、当該団体への補助金につきましては、運営補助から事業に対する補助へ見直しを進めているところです。

<お問い合わせ>

人権に関すること・・・福祉共生部共生社会推進室人権推進課

(TEL 559-5148)

市民病院に関すること・・・市長公室市民病院改革プラン推進課

(TEL 559-5051)

障害のある人に関すること・・・福祉共生部共生社会推進室障害福祉課

(TEL 559-5075)

要望・陳情に関すること・・・経営管理部行政管理室総務課

(TEL 559-5035)